

平成30年6月11日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年6月11日（月）  
午後2時30分から午後3時30分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二				

4、欠席委員： 14番 山村 珠美

5、議事日程

第1 議第10号 議事録署名委員の指名に関する件

第2 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について【相続】

第3 議題11号 農地法第51条第2項の違反転用に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久

係長 芹 口 孝 直

係 本 田 人 史 希

事務局長

皆さん、こんにちは。

今日は足下の悪い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、高森町農業委員会委員14名のうち13名、1人、後から来られますけれども、13名が出席されておられます。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、まず会長より御挨拶をお願いいたします。

議長

皆さん、改めまして、こんにちは。

たいへん農作業、忙しい中でございますけれども、台風5号の影響もあまりなくて、幸いだったと思います。若干雨は本日降りましたけれども、潤いの雨になるのかどうかちょっと心配でございますけれども。先般、5月30日に全国の会長大会ということで、事務局と一緒に出席をさせていただきました。その中で、熊本県選出の国会議員に対する意見交換等において、要請書の提出をさせていただきました。そういう中でいろんな情勢が逼迫する中で、一つ問題になるのが、相続に関わる問題、農地の問題、それから今後、最終的に所有されるコンクリートの施設の関係、運営関係についての農業委員会が最終的に関わるということとなりますので、そういうところを委員さんたちにはいろいろまた周りの業務からすると、また増える問題になろうかと思えます。

それともう一つ、今日の議案にもありますけれども、違反転用の防止ということも評価の中に入っております、文言の中に。そういうことも重視しながらやっていかなければならないのかなという思いでございます。

それと、やはりどうしても将来的なこれからの農地の管理をどうやっていくのかということが課題でございますので、そういうところでどうしても耕作できない、農地に不向きなところ、非農地化の認定等も踏まえながら、6月から1筆調査がありますので、そういうところを踏まえながら、現地を見ながら判断をしていかなければならないのかなという思いでございますので、そういうところを踏まえながら、これから3月までの委員としての活動をよろしく願いまして挨拶に代えます。以上です。

それでは、議事に入ります。

#### 「議第10号」

事務局

高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署

	<p>名委員に関する件。</p> <p>本委員会の決定に附する。</p> <p>平成30年6月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長 (複数委員)	<p>議事録署名でございますけれども、いかがいたしましょうか。</p> <p>議長に一任。</p>
議長	<p>では、5番、古庄委員さん、6番、三森委員さん、よろしく願 いします。</p>
	<p><b>「報告第3号」</b></p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>平成30年6月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長	<p>相続関係でございますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第3号、こちらについて、今回報告は2件となっております。</p> <p>4ページをお開きください。番号1、内容は4ページのとおりとな っております。補足資料は2ページから4ページのとおりです。</p> <p>続きまして、番号2、こちらについては、内容につきましては5 ページのとおり、補足資料につきましては、5ページのとおりとな っております。</p>
議長 (複数委員)	<p>報告第3号の1、2について、御質問等ございませんか。</p>
議長	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号については、御承認いただけます か。</p>
(複数委員)	<p>異議なし。</p>
議長	<p>では、報告第3号については、承認とさせていただきます。</p>
	<p><b>「議第11号」</b></p>
事務局	<p>3番目の議第11号について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>農地法第51条第2項の違反転用に関する件。</p> <p>別紙のとおり本委員会に報告する。</p> <p>平成30年6月11日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。</p>
議長	<p>議第11号、違反転用の事案でございます。内容について事務局 より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらは、このように議題に上げて皆さんにお知らせするのは今 までなかったと思いますが、今回ちょっと悪質なケースがありました ので、皆様方にも情報共有ということで、この違反転用事案につ いて御説明したいと思います。</p> <p>内容は7ページをお開きください。番号1については3筆ござい まして、補足資料7ページから8ページですね。8ページのほうを 見ていただきますと、上から写真が3枚ございますが、それぞれこ</p>

のような廃車置き場になっていたり、コンクリートで舗装されて、一番下の写真ですね。もう完全な道路となっている状況です。場所につきましては、こちらは、色見のダイレックス等がある交差点の近くです。詳細については、補足資料をご確認ください。地図のほうは7ページですね、補足資料のほう。

続きまして、番号2、こちらは内容については、この7ページのおりとなっておりますが、この神社を利用するための参拝者用の駐車場ともなっています。写真10ページを見ていただくと分かりますように、もう設置されていて、コンクリートまではまだ打たれてはいないが、看板等を参拝者用駐車場ということで、もう完全に駐車場として利用されている状態となっております。

これはすみません。場所を9ページで、道沿いはこの畑ということで一応農地なんですけど、この奥の土地については宅地になっている状態です。2筆あって、奥が土場になっているのですが、そちらは宅地で特に問題はありません。道沿いのほうの土地、こちらが農地ということで違法転用の状態になっているということになっております。

以上です。

議 長 この案件ですけれども、番号1については、先般、農業振興地域整備協議会のほうで農振除外申請が上がりました。でも、協議会のほうでは一応、否決をさせていただきます。この内容につきましては、役場からの距離的には第2種農地の認定も可能なわけですけれども、広域農道沿い、ましてや農振地域の起点になる場所でもございますし、そういう観点から、これを認めれば、この周囲からずっと遡って申請があれば除外を認めなければいけないということも考えられます。

それから、もう一つ北側にライスセンターがありますし、ここが除外申請でいろいろ宅地化の問題等もありまして、最終的には農業用施設用地ということで承認された経緯もございますし、そういうところを踏まえますと、やはり農振除外は厳しいという判断になりました。ましてや現状を見ていただくと、もう既に廃車置き場、もう入口が2カ所整備されているということで、基本的にはもう悪質転用。ましてや、突っ込みがあれば、廃車の燃料漏れ、オイル漏れ、それで地下水浸透、地下水汚染という形で、農業委員会は何をしとるのかということも将来的には出る可能性もございます。そういうところを踏まえますと、どうするのかという問題がございますし、ましてや所有者については元農業委員の経験もされているということで、農地関係の内容については、承知されているという判断もございます。

そういうことで、これまで、地元農業委員でもある、私と、事務局からの注意等を行った経緯もあります。それから上の産廃法の関係もございますので、生活環境課の対応も出てくる可能性があります。入口については建設課、占有等の関係の申請もございます。U字溝を曲がったところですから、建設課のほうからも指導を行っておりますけれども、何ら改善の方向が見えないということで、一番基盤である農地の取扱いという観点から農業委員会で判断をせざるを得ないのかと、そういうところで思っております。

それと、番号2につきましては、これは農振外地の農地でございますけれども、これも地元の農業委員さんが申請をしてくれというお願いに行っておりましたけれども、なかなか本人さんからの転用申請が上がってこないということで、これも基本的には上色見神社の駐車場ということで、公共性が高いわけでございますので、申請が上がれば、私どもはこれは認めざるを得ない。国道沿いでございますし、そういう点も勘案すると転用は認められるのではないかと。何せ本人さんの申請が上がらんことには、現状では違反転用という形になりますので、そういうところを踏まえながら、行政的な勧告をしなければいけないのか、という観点から、今回の議題となっております。

こういうことが増えてきますと、農業委員として農地の管理ということで、いろいろ将来的にも遺恨を残すということ形になりますので、これはきちんとした目的があるわけですから、それはそれとして法令に基づいて手続きを行った上で承認をするということをしていかないとと思っております。なかなか現状が山林だったり宅地だったり、農地がそういう形になっていると、いろいろ管理がしづらいところがございますので、指導しながら法の適正化を進めながらやっていきたいと思っておりますので、そういうところで御判断をお願いしたいと思います。

番号1、2について、事務的な手続き、進め方について、事務局よりお願いをしたいと思います。

事務局

こちら違反転用に対する、今後はまずこの農地を市町村、農業委員会の事務局のほうから現状復帰の指導をいたしますが、それでも改善しない場合、こちらは都道府県知事、熊本県知事、熊本県への報告を行い、それから県と一緒に指導をしていくような形になっております。まだ、この現状復帰ができない場合は、罰則の規定としましては、3年以下の懲役、または300万円以下の罰金となっております。このへんも法令をきちんと説明しながら、所有者の方には今後適正に農地を転用するなり、農地としてまた維持していくか、ちゃんとそのへんを説明しながら、今後、違反転用に対する指

導を進めていきたいと思えます。

議 長

とりあえず、農振の振興地域内にはなっておりますけれども、判断によっては、役場から500の範囲内で第2種農地の認定もできるわけですよ。ただし、転用申請が上がってくるのは、除外申請が上がってくるのは構わないけれども、現状が違反状態です。現状がないままで上がってくれば、そういう2種農地の認定もできるわけですから、そこを踏まえると、極端に言うと、もう本当に悪質ですね。ましてや元農業委員さんがやられたわけですから、ましてや各部署、そのように事務局が事前に注意を促していますけれども、何ら改善の対応がない。ましてや最初行ったときには、入口は1個だったんですよ。そしたら、この前行ったら、もう2番目が出来たので、これは完璧に悪質ということで認めざるを得なかったもので、この前、審議会のほうもそれで否認という形でさせていただきました。

今後、こういうことが頻繁に出てくる可能性もあります。特に広域農道ですけれども、やっぱり交通の便がよくなると、そういう法令絡みの違反が出てくるので、やっぱりそれはそれとして、見せしめという怒られますけれども、やっぱり農業委員としての立場上、これはこれで法令に基づいて手続きをやってくれということでやってもらわんと困りますので、そういうところで皆さんの同意をいただければ、もう一度、行政指導、町としての指導をやりながら、それでも応えていただければ、県とタイアップして指導を行うという方向で進めたいと思えますけれども、何か御意見等ございましたらお願いしたいと思えます。

とりあえず、町のほうとしては、期限を切って、いつまでにやってくれということでお願いするつもりでございます。それができなければ、県のほうに申請という形になると思えますので、それでよろしければ、そういう手続きを行いたいと思えます。

何かありませんか、ほかに。

なければ、今、事務局が説明しましたように、この方向で処理させていただきます。よろしゅうございますか。

(複数委員)

異議なし。

議 長

はい。では、そういう方向で今後進めさせていただきます。

それでは、議案については終了させていただきます。

以下余白

平成30年6月11日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員